

議会議案第20号

軽度外傷性脳損傷・脳しんとうについての周知と対応、適切な労災認定などの取り組みの推進を求める意見書の提出
について

軽度外傷性脳損傷・脳しんとうについての周知と対応、適切な労災認定などの取り組みの推進を求めることに関し、次のとおり意見書を提出する。

平成28年2月12日提出

提出者	鎌倉市議会議員	千	一
同	同	上	長 嶋 竜 弘
同	同	上	上 畠 寛 弘
同	同	上	渡 邊 昌一郎
同	同	上	中 澤 克 之
同	同	上	岡 田 和 則
同	同	上	松 中 健 治

軽度外傷性脳損傷・脳しんとうについての周知と対応、適切な労災認定などの取り組みの推進を求める意見書

軽度外傷性脳損傷は、転倒・転落、交通事故、スポーツ外傷などにより、頭部に衝撃を受けた際に脳が損傷し、脳内の情報伝達を担う「軸索」と呼ばれる神経線維が断裂するなどして発症する疾病である。いわゆる脳しんとうとは軽度外傷性脳損傷の類いである。

主な症状は、高次脳機能障害による記憶力・理解力・注意力の低下を初め、てんかんなどの意識障害、半身麻痺、視野が狭くなる、においや味がわからなくなるなどの多発性脳神経麻痺、尿失禁など複雑かつ多様である。しかし、軽度外傷性脳損傷は、磁気共鳴画像（MRI）などの画像検査では異常が見つかりにくいいため、受傷者本人からさまざまな自覚症状が示されているにもかかわらず、労働者災害補償保険や自動車損害賠償責任保険の補償対象にならないケースもあり、働くことができない場合には、経済的に追い込まれ、生活に窮することもあるのが現状である。また、本人や家族、周囲の人たちもこの疾病に対する知識がないために、職場、学校等で理解が得られず、悩み、苦しんでいる状況も見受けられる。

平成24年7月に文部科学省が「学校における体育活動中の事故防止について」という報告書をまとめ、さらには平成25年12月には、社団法人日本脳神経外科学会から「スポーツによる脳損傷を予防するための提言」が提出され、同月には、文部科学省より「スポーツによる脳損傷を予防するための提言に関する情報提供について」の事務連絡が出されたが、実際の教育現場や家庭では、いまだ正確な認識と理解が進まず、対応も後手に回ってしまい、再就学・再就職のタイミングを失ってしまい、生活全般に不安、不便、孤独を感じて、最悪、うつ状態に陥ってしまう人もおり、罹患年齢が低年齢であれば発達障害とみなされ見過ごされる事態に至っている。

また、重篤な事案となった場合にも事故の初動調査が遅れがちになることにより、事案の経緯が明確にならないため、介護・医療・補償問題もが後手に回ってしまい、最悪、家庭の崩壊へと陥っている家族もあり、事故調査をないがしろにしてしまうがために、同様の事故を繰り返し起こしてしまっているのが現状である。世界保健機関（WHO）では、軽度外傷性脳損傷を含む外傷性脳損傷の定義を明確化した上で、予防措置

の確立を提唱しており、我が国においてもその対策が求められている。

よって、日本政府におかれては、次の事項について速やかに実現されるよう強く要望する。

- 1 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうについて、国民、自治体、企業、幼稚園・保育園及び学校など教育機関、スポーツ諸団体等への啓発の徹底を行い、適切な対応、応急処置をとれるように対策を図ること。
- 2 既に国際オリンピック委員会や国際サッカー連盟において採用されるSCAT（スポーツ脳しんとうに関する国際会議において開発された脳しんとう後の状態を評価するための標準的なツール）について、軽度外傷性脳損傷の起こりうる現場の責任者・監督者（各学校などの教師・保健師・スポーツコーチなど）においては特段、SCATの携帯を図り、重大事故発生の予防につなげることが重要であると認識し、応急処置・即時対応をできるようにすること。
- 3 軽度外傷性脳損傷の症状に含まれる画像所見が認められない高次脳機能障害の労災認定については、当該認定に当たり厚生労働省に事案を報告し、同省において個別に判断することとされているが、これらの事例の集中的検討等の取り組みを進めることにより、医学的知見に基づき適切に認定が行われるようにすること。
- 4 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうを疑った場合には、直ちに適切な専門医の診断を受け、CT/MRIだけではなく、神経学的検査の受診も義務づけるとともに、あわせて予後の経過観察や患者の家族への報告を行うよう、対応できる医療連携体制の構築を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月2日

鎌 倉 市 議 会